

(2020.5.8策定)
(2021.3.23改定)
(2025.5.30改定)

✓ 地方における人口減少等や第二種交付金の交付開始も見据え、情報通信基盤の効率的な管理運営を進めるため、地方公共団体（以下「自治体」という。）が保有する光ファイバケーブル及び関連設備の円滑な民間移行に向けて、指針を示す。

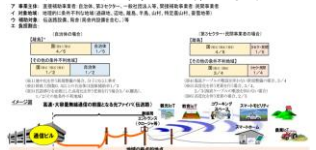
- ✓ 公設設備を保有する自治体は、財政的負担、人的負担、災害復旧における迅速な対応等を総合的に考慮の上、自治体業務の簡素化・効率化を図り地域住民への安定的なブロードバンドサービスの提供を継続するため、必要に応じて事業者と公設設備の民間移行に関する協議を行うことが望ましい。
- ✓ 民間電気通信事業者（以下「事業者」という。）は、自治体の要望がある場合、採算地域の公設設備に関しては積極的に譲渡を受けることが望ましい。また不採算地域の設備に関しても、支援措置の活用等を含む合理的判断に基づき、譲渡を受けることについて検討を行い、条件が合致する場合には、譲渡を受けることが望ましい。

- ✓ 自治体及び事業者を対象
- ✓ 事業者のブロードバンドサービス業務に関わる光ファイバケーブル及び附帯設備を対象

《通信・放送の移行への支援措置》

- ✓ 事業者が公設設備の譲渡を受け5G対応等の高度化を伴う更新を行う場合等において、総務省補助事業の活用が可能

高度無線環境整備推進事業



ケーブルテレビネットワークの耐災害性強化事業



- ✓ 自治体の自己負担が必要な場合、過疎債や刃地債等も活用可能

✓ 一般的に実施される協議
の行程は次のとおり

- ① 基本条件の協議・確認
- ② 守秘義務協定の締結
- ③ 情報提供・採算性判断
- ④ 追加協議・事業者選定
- ⑤ 議会審議（予算措置）
- ⑥ 覚書締結
- ⑦ 第三者協議
- ⑧ 譲渡の事前準備
- ⑨ 議会審議（条件合意）
- ⑩ 仮契約締結
- ⑪ 財産処分手続
- ⑫ 譲渡契約の締結

《民間移行後の維持管理費》

- ✓ 民間移行後、料金収入や第二種交付金だけで設備の維持管理が困難な場合、自治体による負担金の支払が必要となる場合がある
- ✓ 当該負担金に対して、地域通信の確保のため、過疎対策事業債(ソフト分)を充当している自治体がある。ふるさと納税等により寄附を受けた財源等についても、当該負担金に活用可能である

《財產処分》

- ✓ 過去に総務省補助金で整備した場合、整備完了後10年以上の設備の無償譲渡は、総務省（総合通信局等）に報告を行うことで譲渡が可能

《事例集》

- ✓ 総務省HPで公表している「公設光ファイバケーブル及び関連設備の民間移行に関する事例集」を活用することで、他団体の事例も参考としつつ、移行の検討を進めることが可能

《相談窓口》

- ✓ 支援が必要な場合、総務省基盤整備促進課に相談すること

【参考】民設民営のメリット

安価で効率的な設備整備・運用が可能

- ・ 整備・運用ノウハウがあるため、効率的な工事・運用が可能。
- ・ 材料調達費用等においてスケールメリットが働き安価に調達が可能。
- ・ 自治体が整備費用や維持管理費用等を負担し続ける必要がない。

災害時等の迅速な復旧等が可能

- 被災時に柔軟かつ迅速な復旧対応が可能（公設の場合、自治体と事業者間の事前調整や自治体内の予算措置等の手続が発生）。

柔軟なサービス提供が可能

- ・運用ノウハウがあるため、柔軟なサービス提供を行いやすく、他事業者との連携・設備共用等もスムーズ。

各論

- ①利用料金の扱い
- ②電柱の添架位置
- ③自治体保有用地の長期利用
- ④自治体独自サービス
- ⑤負担金
- ⑥譲渡に係る協議期間
- ⑦住民への説明
- ⑧民間移行に要する費用